

令和2年4月17日

保護者 各位

水戸啓明高等学校

校長 田中 睦啓

緊急事態宣言発令にかかる「臨時休業措置」の延長について

春暖の候、保護者の皆様におかれましては、日頃より本校教育に多大なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度の新型コロナウイルス感染に係る対応におきまして、4月10日～24日まで「臨時休業措置」を行ってきた所ではありますが、4月16日付けで政府より全国に拡大して「緊急事態宣言」が発令され、併せて茨城県には「特定警戒都道府県」の指定がされました。これをうけ本校では、「臨時休業措置」を5月6日(水)まで延長することに致しました。長期に渡り自宅での生活を余儀なくされ不安も募るところとは存じますが、逼迫したこの状況を早期に好転させるべく、何とぞご理解のうえご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

1. 臨時休業措置延長期間

令和2年5月6日(水)までとし、登校は5月7日(木)からとなります。

2. 休業措置期間中の留意事項

- 休校期間中の学校行事・部活動等は全て中止とします。
- 不要不急の登校は控えて頂きますが、やむをえず登校の必要がある場合は、事前に関係の先生へ連絡のうえ必ず許可をもらってください。
- 期間中は、各自の計画に基づき家庭学習を行ない、不要な外出は避けて感染防止に努めてください。
- 緊急のご連絡については、保護者メール及びホームページにて連絡を行ないますのでご確認ください。